

事業者のみなさまへ

令和5年10月

消費税

インボイス制度が始まります！

制度開始時に

インボイス発行事業者となるためには、

原則、令和5年3月31日までに登録申請が必要です

インボイス制度について知りたい方は、
裏面に記載の動画などをご覧ください！

事業者の皆様にはインボイス制度への理解を深めていただくため、国税庁ホームページ「インボイス制度特設サイト」には、インボイス制度の概要のほかに、申請手続きに関することや、Q & Aなどを掲載しています

特集 インボイス制度



インボイス制度特設サイト

◎ インボイス発行事業者の登録を受けるかどうかは、事業者の任意です。

登録を受けるかどうか、どう判断したらいいの？

◆ 売上先からインボイスの交付を求められるか、検討・確認をしてみましょう

- 売上先が課税事業者の場合は、仕入税額控除のため、あなたが交付するインボイスが**必要**です
- 売上先が課税事業者であっても、**簡易課税制度を選択している場合は、インボイスが不要**です
- 売上先が**消費者、免税事業者である場合は、インボイスが不要**です

◆ 登録を受けた場合と受けなかった場合について、考えてみましょう

- 登録を受けた場合**は、インボイスが交付できます
 - ※ 免税事業者の方は、課税事業者として消費税の申告が**必要**です
- 登録を受けない場合**は、インボイスを交付できません
 - ※ 売上先は、経過措置期間は仕入れ税額の一部が控除できます（経過措置終了後は控除できません）
- 必要に応じて、取引先（売上先や仕入先）と取引条件の見直しを相談するなど検討しましょう
また、取引先から相談を受ける場合もあり得ます



成田税務署

インボイス制度について知りたい

制度の概要を動画でご案内しています ～ 消費税！今から学ぼう！インボイス塾【全4回】～

【第1回】
インボイス制度概要編



【第2回】
インボイスの記載事項編



【第3回】
売手の留意事項編



【第4回】
買手の留意事項編



インボイス制度について質問したい

チャットボットやコールセンターをご利用ください

- チャットボットにご質問を入力いただくと、AIを活用して24時間自動でお答えします。
- 軽減・インボイスコールセンターでは一般的なご質問にお答えします。
フリーダイヤル **0120-205-553** (無料)
9:00～17:00 (土日祝日除く)

チャットボットはこちら



インボイス制度の説明会に参加する

オンライン説明会や税務署での説明会を開催しています

- オンライン説明会を開催中！
- 税務署でも説明会を開催中！
- 説明会に参加できない方は、過去の説明会を動画で確認！

説明会に関する情報



インボイス発行事業者の登録申請をする

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください

- 書面で申請された場合に比べて、早期に登録通知を受け取ることができます。
- 電子データで登録通知を受け取れます。
- ※ 申請書等を郵送により提出される場合は「インボイス登録センター」へ送付してください。

登録申請手続に関する情報



東京国税局 インボイス登録センター

〒262-0814 千葉市花見川区武石町1丁目520番地

(注) 申請書等を直接持ち込む場合は、成田税務署へお持ちください。

インボイスの発行・受領の準備をする

制度実施までに必要な準備を動画でご案内しています

～インボイス制度 実施までの準備について【2部構成】～

【第1部】
消費税のインボイス制度に係る
事前準備について



【第2部】
売手・買手の留意点と免税
事業者との取引条件を見直す
場合の留意点

